

## 加盟店規約（住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業）

加盟店規約（住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業）（以下「本規約」という。）は、本規約に定める事項に関して、京都市から住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業（以下「本事業」という。）に関する業務の委託を受けた、さんさんポイントの発行者である公益財団法人京都市環境保全活動推進協会（以下「協会」という。）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めたものです。

協会から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」という。）は、本規約に同意のうえ、協会に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。

### 第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次表のとおりとします。

用語	定義
(1) さんさんポイント	京都市さんさんポイント加盟店募集要項に定めるとおり協会から利用者に対し発行される、電磁的方法により記録される電子ポイントであって、利用者が、本規約及び協会が別途定める規約等の条件に従い、加盟店での電子ポイント使用取引の決済において1ポイントを1円として使用することができるものをいいます。 なお、電子ポイントは、別表「さんさんポイントの概要」（以下「別表」という。）に定める条件が適用されます。
(2) 利用者	協会からさんさんポイントの発行を受け、当該さんさんポイントを利用し、又は利用しようとする者をいいます。
(3) 本サイト	利用者がさんさんポイントの発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上等で使用するウェブサイトを行います。
(4) 加盟店	協会が行う審査の基準を満たし、かつ、利用者との間で自己が指定した対象商品等について電子ポイント使用取引を行う、京都市内に本店を有する、又は、京都市内の商店会に加盟している、法人・団体又は個人事業主をいいます。 対象商品等は、次に定める取扱対象外取引に該当する商品・サービス等を除いたものとします。 ① 税金（消費税を除く）、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等の支払い ② 有価証券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの及び実質的に地域ポイントの有効期限を延長することとなるものとして協会が認めるものの購入（加盟店があらかじめ届出を行い、協会が認めたものを除く） ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ④ 医療保険、介護保険等の公的保険制度の一部負担金

	<p>⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料金（一時預かりに係るものを除く）等の不動産に関する支払い</p> <p>⑥ 現金との換金、金融機関への預入</p> <p>⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払い</p> <p>⑧ 公序良俗に反する取引</p>
(5) 電子ポイント使用取引	<p>さんさんポイントの利用者が、加盟店において、さんさんポイントの残高と引き換えに対象商品等を購入、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。</p>
(6) 管理画面	<p>加盟店が電子ポイントに関して、次の業務を行うことを目的として使用する専用ウェブサイトを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自加盟店での利用履歴の確認</li> <li>・自加盟店の利用総額の確認</li> <li>・自加盟店を識別する専用二次元コードの発行</li> <li>・自加盟店利用後の利用取消</li> <li>・店舗の詳細情報、メニュー、ギャラリー、クーポンの管理</li> </ul>

## 第2条（加盟店の登録）

- (1) さんさんポイント加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、本規約の内容を承諾のうえ、協会に対して加盟店募集要項に定める方法により加盟店登録を申し込むものとします。
- (2) 加盟希望者が前項の申込みをした場合、協会は、加盟店の登録審査を行います。協会は、当該加盟希望者に対して、前項申込が15日までの場合は当月末日まで、末日までの場合は翌月15日までに申し込みの承諾又は登録拒否の通知を行うものとします。
- (3) 協会と加盟店との間の契約は、協会が前項に従って申込みを承諾したときに成立するものとします。
- (4) 加盟店は、管理画面を通じて、各種手続を行うことができます。なお、本手続において発生した通信料・接続料等は、加盟店が負担するものとします。
- (5) 加盟店が行った登録手続に対し、協会はシステムへの登録をもって承認を行います。この承認をもって、加盟店は電子ポイント使用取引を開始できます。
- (6) 加盟店は、第1項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに協会に対し通知するものとします。

## 第3条（電子ポイント使用取引）

- (1) 加盟店は、別表に従い、利用者との間で電子ポイント使用取引を行うことができるものとします。
- (2) 加盟店は、店頭において、自店を識別する二次元コードを表示します。
- (3) 利用者は、加盟店が表示した自店を識別する二次元コードを、利用者のスマートフォン上等の本サイトにより読み取り、加盟店が提供する対象商品等の価格（含む消費税相当額）に相当する電子ポイン

ト金額を入力し決済を完了させます。提示する電子ポイントの未利用残高が対象商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品又はサービス等を受け取ることはできません。ただし、一部の加盟店では、不足額を現金又は加盟店の指定する方法により支払うことにより、商品又はサービス等を受け取ることができるものとします。

- (4) さんさんポイントの決済方法は、利用者が、本サイトを使用して加盟店に置かれた二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するさんさんポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本システム上自動的に減算される方法とします。
- (5) 加盟店は、次項各号のいずれかに該当する場合を除き、利用者からの電子ポイント使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。
- (6) 加盟店は、利用者から電子ポイント使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合、さんさんポイントによる決済を行ってはならないものとします。
  - ① 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービス等について、さんさんポイントによる決済を求められた場合
  - ② 利用者から、本サイトの複製物による決済の申込みを受けた場合
  - ③ 利用者から、偽造又は変造された本サイトを提示された場合
  - ④ 第1号から第3号に該当すると疑われる場合
  - ⑤ 協会から、電子ポイント使用取引の中止を求められた場合
- (7) 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し等が認められる場合を除き、電子ポイント使用取引を取消し等しないものとします。利用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は自らの責任において、現金又はさんさんポイントの残高を受け戻すものとし、対応を行うものとします。

#### 第4条（加盟店の販促物掲示等）

- (1) 加盟店は、協会が指定する販促物等を、協会の指示に従い掲示又は表示するものとします。
- (2) 加盟店は、本事業関連ホームページ（さんさんポイントポータルサイト等）掲載写真等の提供に協力する、又は協会の作成するチラシ等への写真掲載に協力いただくことがあります。

#### 第5条（電子ポイント取引金額の換金）

- (1) 電子ポイント取引金額は、第3条第3項に定める利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- (2) 協会は、電子ポイント取引金額を毎月①15日及び②末日（以下「売上締め日」という。）で締め、加盟店に対し、売上締め日のそれぞれ①末日及び②翌月15日までに、加盟店が指定した振込先口座に、電子ポイント取引金額（但し、第3条第7項に基づき取消し等された電子ポイント使用取引に係る電子ポイント取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない電子ポイント取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を支払うものとします。なお、振込手数料は協会の負担とします。

#### 第6条（不正な電子ポイント使用取引の処理）

- (1) 加盟店が第3条第6項第1号から第5号のいずれかに該当する電子ポイント使用取引の申込みを受

けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合において、電子ポイント使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、協会に対しその旨を直ちに通知するとともに、協会が行う調査に協力するものとし、

- (2) 加盟店が第3条第6項第1号から第3号及び第5号のいずれかに該当するにも関わらず電子ポイント使用取引を行った場合、協会は加盟店に対し、当該電子ポイント取引に掛かる金額を支払う義務を負わないものとし、
- (3) 前項に規定する場合で、協会が加盟店に対し当該電子ポイント使用取引に掛かる金額を支払い済みである時は、加盟店は協会に対し、当該金額を返還しなければならないものとし、当該返還の方法は、当該電子ポイント使用取引の適当な商品取引金額から当該電子ポイント使用取引に掛かる金額を差し引く方法によるものとし、ただし、金額の差引きによる支払いができない場合は、加盟店は協会による請求に従い支払うものとし、
- (4) 加盟店が第3条第6項第5号に該当するにもかかわらず、電子ポイント使用取引を行ったと協会が判断した場合、又は加盟店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合は、協会は加盟店に対し、当該電子ポイント使用取引に係る金額の支払いを拒絶することができるものとし、なお、当該電子ポイント使用取引が、第3条第6項第1号から第3号に該当しないことが判明した場合は、協会は加盟店に対し、当該電子ポイント使用取引に掛かる金額を、直近の電子ポイント取引金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとし、対応する電子ポイント使用取引がない場合、協会は判明の月の翌月末日までに電子ポイント取引金額を支払うものとし、

#### 第7条（クレーム対応等）

- (1) 加盟店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応しその解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、協会にいかなる迷惑もかけないものとし、
- (2) 加盟店は、前項のクレームを解決するに当たって、利用者又は第三者の意向を十分に尊重して、速やかに対応するものとし、
- (3) 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることがあると判断し、又はそのおそれがあると判断したときは、協会に対して、その内容及び経過を報告するものとし、また、加盟店は、前2項のクレーム対応上、又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者に通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に協会にその内容を通知するものとし、

#### 第8条（遵守事項）

- (1) 加盟店は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとし、
- (2) 加盟店は、協会が電子ポイント利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとし、
- (3) 加盟店は、協会から提供を受けた加盟店の情報を登録した二次元コードを適切に維持・管理するものとし、本契約が終了した場合、責任をもって廃棄するものとし、
- (4) 加盟店は、二次元コードを第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとし、

- (5) 加盟店は、協会が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

#### 第9条（秘密保持義務）

- (1) 加盟店は、本規約の内容及び本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
- ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - ③ 開示の時点で公知の情報
  - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

#### 第10条（契約期間）

- (1) 本契約は、第2条第3項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、本事業終了まで有効とします。
- (2) 加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、協会が別に定める方法により行うものとします。

#### 第11条（解約）

- (1) 加盟店は、解約日の1週間前までに、協会が別に定める方法により申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- (2) 協会は、解約日の1週間前までに、加盟店に書面そのほかの適切な方法により申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

#### 第12条（解除）

- (1) 協会は、加盟店が次のいずれかの事由に該当した場合には、何らかの催告なしに本契約を解除することができます。
- ① 本規約等に違反したとき
  - ② 加盟店が協会の定める登録基準に充足しないとき
  - ③ 手形又は小切手の不渡が発生したとき
  - ④ 差押さえ、仮差押さえ、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
  - ⑥ 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - ⑦ 解散又は営業停止状態となったとき
  - ⑧ 協会による連絡が取れなくなったとき
  - ⑨ 販売方法、商品等、その他業務運営について、行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - ⑩ 加盟店に対してクレームが頻発し、協会が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにも関わらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
  - ⑪ 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと協会が判断したとき

- ⑫ 本項各号のいずれかに準ずる事由があると協会が判断した場合
  - ⑬ その他協会が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合
- (2) 本条に基づき本契約が終了した場合でも、協会は加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき、一切責任を追わないものとします。

#### 第 13 条（個人情報の取り扱い）

- (1) 加盟店は、本契約の履行及び電子ポイント使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- (2) 加盟店が、本契約の遂行又は電子ポイント使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- (3) 加盟店は、本契約の履行又は電子ポイント使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」という。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- (4) 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又は電子ポイント使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- (5) 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、協会から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、協会は、加盟店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店は、協会の調査に協力するものとします。
- (6) 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに協会に書面で報告するとともに、本人からの苦情への対応等を協会と協議し、協会の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を協会に対し書面で報告するとともに、協会と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。
- (7) 加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、協会が利用者若しくは第三者から請求を受け、又は協会と利用者若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、協会が損害を被ったときは、協会に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第 14 条（契約終了時の処理）

- (1) 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、加盟店は直ちに電子ポイント使用取引を停止します。
- (2) 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。

- (3) 本契約終了後も、第6条（不正な電子ポイント使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（遵守事項）第3項及び第4項、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（損害賠償・費用負担）、第17条（通知の方法）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

#### 第15条（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1) 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社及びそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店等」という）が、現在、京都市暴力団排除条例及び同施行細則に定める暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (2) 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、協会又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 協会は、加盟店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び協会と加盟店間に存在する他の契約の全部又は一部の履行を停止し、若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
- (4) 協会は、本条の解約等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

#### 第16条（損害賠償・費用負担）

- (1) 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、全て加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- (2) 協会は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負わないこととします。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

#### 第17条（通知の方法）

- (1) 本契約に関する協会から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した連絡先への連絡（電話番号への架電若しくはメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信）、電子ポイントに係るウェブサイトへの掲載又はその他協会が適当と認める方法により行われるものとします。
- (2) 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、協会が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点

で通知が完了したものとみなします。

- (3) 第1項の通知が電子ポイントに係るウェブサイトへの掲載の方法により行われる場合には、その掲載をもって通知が完了したものとみなします。

#### 第18条（本規約等の変更）

協会は、その裁量により、民法第548条の4に従って本規約等を変更することができるものとします。協会は、本規約等を変更した場合には、協会が適切であると判断するウェブサイトへの掲載等の方法により、加盟店に対して、本規約等を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

#### 第19条（権利の譲渡等）

加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

#### 第20条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、協会及び加盟店は、誠実に協議し解決を図るものとします。

#### 第21条（準拠法、管轄裁判所）

- (1) 本契約に関する訴訟については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。  
(2) 本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

(令和4年7月22日制定)



(別表)

さんさんポイントの概要

1	発行期間	令和4年9月1日から（発行期間の末日は未定）
2	有効期間	利用者がさんさんポイントの発行を受けた日（以下「発行日」という。）から6月間とします。
3	発行限度額	定めない
4	加盟店及び利用可能エリア	京都市内所在の加盟店とします。ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報はウェブサイト等に掲載します。
5	発行方法	さんさんポイント電子申請システムを通じて申請等する方法
6	利用条件	さんさんポイント使用取引において、さんさんポイントが不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。
7	払戻し	さんさんポイントは原則として払戻しの対象にはなりません。